

令和3年1月27日  
消防予第20号

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・指定都市消防本部消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な  
対応について

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について（通知）」（令和2年12月28日付消防予第422号）により通知したところです。

医療施設においては、これに限らず、新たに間仕切り等を設けること等により新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要が生じることが考えられますが、これに伴い、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の未警戒部分などが生じる場合に、緊急の状況下においては、スプリンクラーヘッドや感知器などの増設工事等を行うことが現実的でない場合が考えられます。

こうした状況を踏まえ、引き続き、消防法令の適用について、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療施設の状況に応じた最大限の柔軟な対応を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知して頂きますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係  
千葉、羽田野、笠水上  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533